【勧告年月日】　平成21年10月23日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、株式会社ファーストリテイリングとのアドバイザリーサービス業務の提供に関する業務委託契約の契約締結先であるPwCアドバイザリー株式会社の社員であったが、株式会社ファーストリテイリングが株式会社リンク・セオリー・ホールディングスの株券の公開買付けを行うことを決定した事実を、同契約の履行に関し知り、この事実が公表された平成21年１月29日より前の同月28日に、同株券合計20株を、自己の計算において、買付価額209万9,000円で買い付けたものである。
【課徴金額】　129万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成21年10月23日
　課徴金納付命令日　平成21年11月20日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥　株式会社ウィーヴ株券の公開買付者従事者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

　証券監視委は、株式会社ウィーヴ株券の公開買付者従事者からの情報受領者である税理士による内部者取引について検査した結果、法令違反（金商法第167条第３項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。
　本件は、税理士が関与した課徴金納付命令勧告事案の初めての事案である（ただし、税理士はその職務に関し、公開買付け事実を知ったものではなく、第一次情報受領者としての立場で当該事実を知ったものである）。
【勧告年月日】　平成21年10月23日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、ＭＣＰシナジー１号投資事業有限責任組合（以下「ＭＣＰシナジー」という。）の業務に従事していた者から、同人がその職務に関し知った、ＭＣＰシナジーが株式会社ウィーヴの株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年１月14日より前の同月９日及び同月13日に、同株券合計100株を、自己の計算において、買付価額77万7,000円で買い付けたものである。
【課徴金額】　82万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成21年10月23日
　課徴金納付命令日　平成21年11月17日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦　オリエンタル白石株式会社社員ら７名による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

　証券監視委は、オリエンタル白石株式会社（以下「オリエンタル白石」という。）社員ら７名による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第166条第３項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。
　本件は、オリエンタル白石が更生手続開始の申立てを行うことを決定したという重要事実（以下「本件重要事実」という。）に対して、７人が内部者取引を行ったとして、課徴金納付命令勧告を行った事案である。対象者の属性としては、①～③の会社関係者、④～⑦の情報受領者に分かれる。情報受領者の中には、信用取引により売付けを行った信用調査会社社員もおり、企業の破綻に関する情報を日常的に扱っている者が、知り得た情報をもとに内部者取引を行うという非難されるべき事案である。一方、下記①～③の会社関係者については、当該事実を知れば、保有する自社株の売り抜けを考えてしまう状況にあると認められるものであるが、他の一般投資家との間の情報へのアクセスの不公平な状況に鑑みれば、当該売付け行為も非難に値するものである。
【勧告年月日】　平成21年10月30日
【勧告の対象となった違反事実】
１．オリエンタル白石社員
　課徴金納付命令対象者①は、オリエンタル白石の社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年11月26日午後５時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券合計１万2,000株を売付価額131万9,400円で売り付けたものである。
　課徴金納付命令対象者②は、オリエンタル白石の社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年11月26日午後５時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券合計2,000株を売付価額24万2,700円で売り付けたものである。
　課徴金納付命令対象者③は、オリエンタル白石の社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年11月26日午後５時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券1,200株を売付価額15万円で売り付けたものである。
２．オリエンタル白石社員からの情報受領者
　課徴金納付命令対象者④は、オリエンタル白石の社員から、同人がその職務に関し知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年11月26日午後５時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券6,300株を売付価額78万7,500円で売り付けたものである。
　課徴金納付命令対象者⑤は、オリエンタル白石の社員から、同人がその職務に関し知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年11月26日午後５時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券4,400株を売付価額55万円で売り付けたものである。
３．オリエンタル白石の契約締結先社員からの情報受領者（信用調査会社社員）
　課徴金納付命令対象者⑥は、オリエンタル白石とのリース契約の契約締結先の社員がその契約の履行に関し知り、同社の従業者（以下「契約先の従業者」という。）が職務上知り、その後、課徴金納付命令対象者⑥の勤務先の社員が職務上契約先の従業者から伝達を受けた本件重要事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成20年11月26日午後５時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券合計３万株を売付価額326万8,800円で売り付けたものである。
４．オリエンタル白石の契約締結先役員からの情報受領者
　課徴金納付命令対象者⑦は、オリエンタル白石との工事請負契約の契約締結先の役員から、同人がその契約の履行に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年11月26日午後５時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券合計２万5,000株を売付価額307万1,200円で売り付けたものである。
【課徴金額】　課徴金納付命令対象者①　61万円
　課徴金納付命令対象者②　12万円
　課徴金納付命令対象者③　7万円
　課徴金納付命令対象者④　41万円
　課徴金納付命令対象者⑤　29万円
　課徴金納付命令対象者⑥　149万円
　課徴金納付命令対象者⑦　159万円
【勧告後の経緯】（課徴金納付命令対象者①から⑦とも同日）
　審判手続開始決定日　平成21年10月30日
　課徴金納付命令日　平成21年11月30日
　なお、課徴金納付命令対象者①から⑦の全ての者からそれぞれ、事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。